

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第53条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を次のように改める。

第4条の2 削除

附則第9条の2中第26項を第28項とし、第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、第23項を第25項とし、同項の前に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の2中第22項を第23項とし、第14項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第53条の3の改正規定 令和7年4月1日

（2） 附則第4条の2の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）

の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の宝塚市市税条例（次項において「新条例」という。）附則第9条の2第14項の規定は、令和6年4月1日以後に整備した地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。）附則第15条第25項第2号に規定する特定バイオマス発

電設備に対して課する固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第9条の2第24項の規定は、令和6年4月1日以後に整備した新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税について適用する。

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

改正前	改正後
第53条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 附 則	第53条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 附 則

<u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 (略) 2～13 (略) 14～22 (略) 23～26 (略)	<u>第4条の2 削除</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第9条の2 (略) 2～13 (略) <u>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。</u> 15～23 (略) <u>24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 25～28 (略)
---	--

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とし、附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合)

- 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市都市計画税条例附則第 5 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に整備した地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する滞在快適性等向上施設等に対して課する都市計画税について適用する。

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
附 則 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 5 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 6 (略) (1)～(6) 略 <u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 7・8 (略) 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度分から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度	附 則 <u>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</u> 5 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 6 (略) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 (略) (1)～(6) 略 <u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 8・9 (略) 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度分から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度

分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 (略)

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 13～15 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 16 (略)

- 17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

- 18 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に

分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 13 (略)

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 14～16 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 17 (略)

- 18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

- 19 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に

対して課する都市計画税に関する経過措置) <u>19</u> (略)	対して課する都市計画税に関する経過措置) <u>20</u> (略)
---------------------------------------	---------------------------------------

宝塚市市税条例の一部を改正する条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要(議案)

令和6年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日以降順次施行されることに伴い、市税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするもの

1 固定資産税・都市計画税

わがまち特例(公布の日施行)

(1) 再生可能エネルギー発電設備(追加)

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたバイオマス発電設備(木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限り、規模が1万kw以上2万kw未満のもの)について、3年度分の固定資産税に限り、課税標準に7分の6(=14分の12)を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じるものとされた。

本市においては、14分の11として規定する。

(市税条例附則第9条の2第14項)

(2) 一体型滞在快適性等向上施設等(定率減額(2分の1)からわがまち特例へ移行)

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに間に整備した一定の一体型滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産(別紙参照)について、5年度分の固定資産税・都市計画税に限り、課税標準に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じるものとされた。

本市においては、2分の1として規定する。

(市税条例附則第9条の2第24項、都市計画税条例附則第5項)

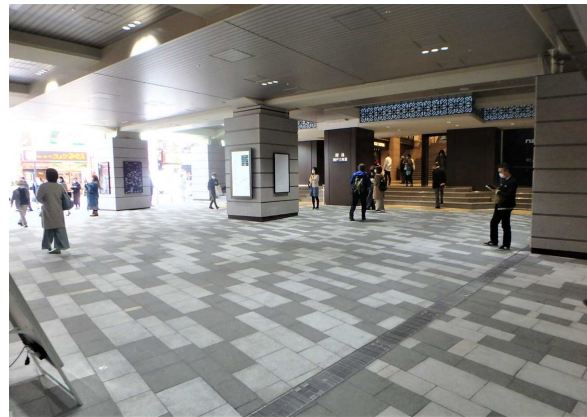
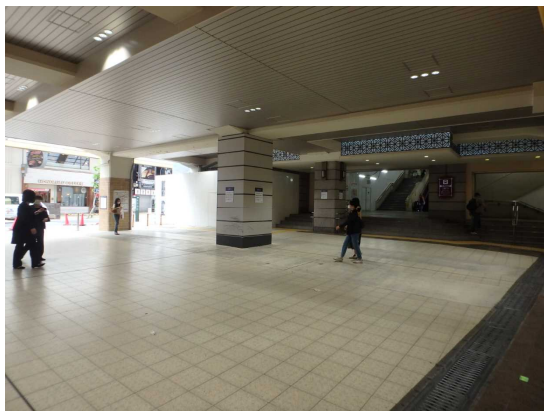
2 その他

地方税法の改正に伴い、所要の整備を行う。

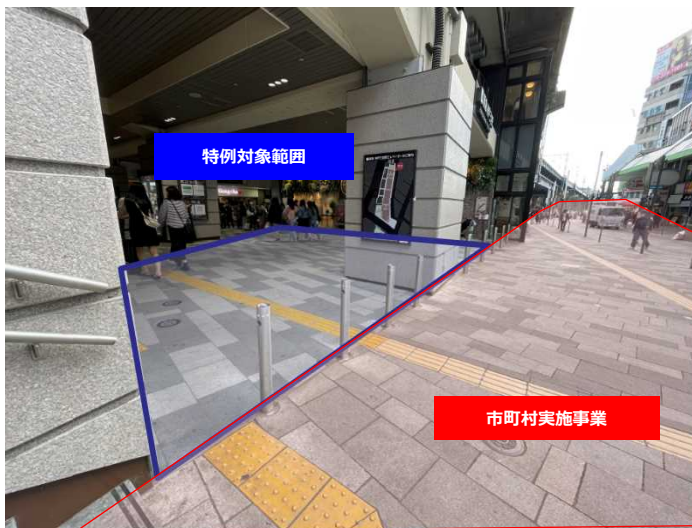
②兵庫県神戸市の取り組み

- 神戸市は、神戸三宮「えきまち空間」基本計画に基づき、阪急神戸三宮駅周辺を歩行者中心の魅力的な空間となるように再整備。
- 阪急電鉄(株)は、阪急神戸三宮駅西口広場(公開空地)を同広場が隣接するサンキタ通りと同様の舗装に打ち換え、「公共施設」と「民間施設の公共的な空間」に一体感を持たせることで、都心三宮の玄関口にふさわしい魅力的な交流・滞在空間を創出。

- 老朽化していた西口広場を、公共施設（サンキタ通り）の整備にあわせて高質化



- 隣接するサンキタ通りと同様の舗装に打ち換えることで魅力的な空間を演出



位置図



出典：令和4年3月 兵庫県神戸市「都市再生整備計画 神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)」

事業概要

- 事業実施者
阪急電鉄株式会社
- 特例対象施設
土地：広場（約290㎡）
- 事業の内容
駅前西口広場舗装を高質化
（サンキタ通りと同様の舗装に打ち換え）
- 市町村実施事業の内容
サンキタ通りの舗装高質化、サンキタ広場の再整備